

○議長 知念富信君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前 10 時 00 分）

### 日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長 知念富信君 日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって 4 番 石垣大志議員、5 番 金城憲治議員を指名します。

### 日程第 2. 議長諸般の報告

○議長 知念富信君 日程第 2. 議長諸般の報告を行います。町長からの追加議案として 6 件、議案第 64 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第 65 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算（第 6 号）、議案第 66 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）、議案第 67 号 令和元年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 68 号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）、議案第 69 号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）が提出されております。議員からは、議員提出案件として、意見書第 10 号 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書、意見書第 11 号 琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建を求める意見書、2 件の意見書が提出されており、お手元に配付してございます。

次に、各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、閉会中の継続審査の申出書及び総務民生常任委員長より陳情審査報告書が提出されております。

次に、決議第 8 号 議員派遣の件についても、それぞれ後刻、別紙議事日程のとおり議題とします。以上をもって諸般の報告とします。

○議長 知念富信君 これから議案の上程に入ります。

### 日程第 3. 議案第 50 号 南風原町下水道事業の設置等に関する条例

○議長 知念富信君 日程第 3. 議案第 50 号 南風原町下水道事業の設置等に関する条例についてを議

題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○**経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん** おはようございます。それでは読み上げて報告させていただきます。議案第 50 号 南風原町下水道事業の設置等に関する条例 審査の経過 本案は、12 月 10 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では、12 月 11 日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容につきまして報告いたします。本条例は、公共下水道事業と農業集落排水事業の経営状況を的確に把握し、経営基盤強化のために下水道事業として公営企業会計へ移行するに伴い、制定されたものです。公営企業法の財務規定の一部を適用することで、現在の職員配置で移行後の事務事業は確保できるとの説明があり、委員会では、今後の事務態勢や会計業務、事業等の取り扱いについて確認いたしました。執行部より、決算等の会計方法が下水道事業として一つになるが、公共下水道事業と農業集落排水事業のそれぞれの状況がわかるよう努めることを確認したところですが、委員からは、改めて議会へ提出する資料や報告について、各事業ごとの実情を的確に把握すべきであるとの意見がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして 12 月 13 日に採決を行い、審査を終結いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○**議長 知念富信君** これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○**議長 知念富信君** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 50 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**議長 知念富信君** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 50 号 南風原町下水道事業の設置等に関する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○**議長 知念富信君** 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 4. 議案第 51 号 下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

○議長 知念富信君 日程第4. 議案第51号 下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは報告いたします。議案第51号 下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例 審査の経過 本案は、12月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では、12月11日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容につきまして報告いたします。本条例は、さきに報告した議案第50号 南風原町下水道の設置等に関する条例に関連して、下水道事業に地方公営企業法の財務規定を適用することに伴う関係条例の整備について定めたものであります。内容につきましては、南風原町監査委員条例の一部改正と南風原町特別会計条例の一部改正に係るものであります。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。12月13日に採決を行い、審査を終結いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第51号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第51号 下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5. 議案第56号 南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第5. 議案第56号 南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは報告いたします。議案第56号 南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、12月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では、12月11日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容につきまして報告いたします。今回の改正の主な内容は、地元企業が本社機能を拡大した場合に適用する拡充型と、東京23区からオフィスを移設した場合の移転型に該当する企業に係る固定資産税の課税免除等に関する条文の追加であります。固定資産税を課税免除した場合、国からの交付税措置により一部補?されることを確認いたしました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。12月13日に採決を行い、審査を終結しております。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第56号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第56号 南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6. 議案第52号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

○議長 知念富信君 日程第6. 議案第52号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは総務民生常任委員会の報告をいたします。議案第52号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 審査の経過 本案は、12月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、12月11日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、12月13日にまとめと採決を行いました。審査において、会計年度任用職員が導入された予算額比較について確認がありました。約1億円の増を見込んでいるということでございました。また正規職員と非常勤職員の今年度の人数と将来の人数変動については、当初予算ベースでは正職員が207人、非常勤職員が293人であり、今後も人数とその割合は余り変動しないと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 今の委員長の報告で、そのことで約1億円ぐらい予算が増額になるということですが、この1億円というのはどういうふうに計算されたのかなど。今の、例えば臨時で働いている方たちを、要するにパートにするのかフルタイムにするのか。そういうことで報酬が変わってくると思うんですね、賃金が。ということは各課のパートは何名、フルタイムは何名というのは現在決まっているのかどうか。その点をお聞きします。

○議長 知念富信君 浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 金額についてはおおよそ、今の人数でもって計算をしたというふうに覚えております。それで本会議でもありましたけれども、これからパート、フルタイムについては精査をしていくということでしたので、確定的な数字ではありませんが、約ということで今いる、現在の人数で計算したということでございました。

[宮城寛諄議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩 (午前10時15分)

再開 (午前10時16分)

○議長 知念富信君 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 52 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 52 号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第 7. 議案第 53 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長 知念富信君 日程第 7. 議案第 53 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 53 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 審査の経過 本案は、12 月 10 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、12 月 11 日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、12 月 13 日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 53 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 53 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第 8. 議案第 54 号 南風原町重度心身障がい者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 8. 議案第 54 号 南風原町重度心身障がい者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 54 号 南風原町重度心身障がい者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、12 月 10 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、12 月 11 日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、12 月 13 日にまとめと採決を行いました。審査において、入院時の食事療養費の半額助成が廃止されると、一般所得者で 30 日間入院した場合、食事療養費負担が 2 万 700 円ふえること。入院と在宅療養の負担の公平性については、平成 18 年に沖縄県が廃止して以降、見直しを検討してきたと説明がありました。討論に入り、入院時の食事療養費の助成廃止について、入院と在宅療養の負担の公平性を図る必要はないなどによる反対討論がありました。また、医療費がふえ続ける状況の中、医療費助成制度を将来にわたって持続可能な制度とする理由による賛成討論がありました。採決に入り、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。8 番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは少し質疑をさせていただきたいと思います。今、委員長報告の中でも、委員会の採決の中で負担の公平性という理由で反対討論が行われたとありました。私も本会議の中で、この提案の内容の中で入院患者と在宅患者、そこに公平性を求める必要があるのかということで質疑をさせていただきまして、私もその公平性ということを理由にこの助成を打ち切ると。その理由がですね、少し違うんじゃないかなと思います。平成18年度から県の助成がなくなっても続けたことは本当に評価をされるべきものだと考えますし、これまでやってきたことは非常に素晴らしいことだとは思いますが、町長もその後、この見直しは財政の観点からスタートされたというふうに本会議でもお答えになっています。ましてや、この議案第54号の条例の中にも、提案理由としては負担の公平性という言葉は記載されていません。ですので、やはり提案その提案理由、今回の条例改正は補助の見直しであるということが理由とされるべきというふうに思いますけれども、委員会の中でその点、どのような説明があったか。それについてちょっとお答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん お答えいたします。まず、質疑の中でも公平性を図る必要についてという質疑がございました。おっしゃったように、入院と在宅医療費の負担の公平性を図る観点から、食材費、調理費負担等については自己負担が基本だというふうなお考えでございました。入院時の食事代のほうで診療の一環としては、費用として保険のほうでも給付をされているということと、今言いました18年に県も廃止をして、これまで町としても見直しを検討してまいりましたが、今回の財政が厳しい状況が踏み込むきっかけとなっているという答弁がありました。委員会では、負担の公平性という点ではその辺のお答えでございました。以上です。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前10時25分）

再開（午前10時28分）

○議長 知念富信君 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前10時28分）

再開（午前10時30分）

○議長 知念富信君 再開します。14番 宮城寛諄議員。

○14 番 宮城寛諄君 総務民生委員会から出された資料を私ももらったんですけども、重度心身障がい者のところの理由に、先ほど照屋議員からありました食事代の公平性を図るためというのと、それからもう一つは医療費助成制度を将来に向かって持続可能な制度にすることなので、こども医療費も含めての医療費の助成制度ということだと思います。それで、次にも係るんですけども、こども医療費、南風原町はこれまで県のほうが就学前までだった。それからそれを議員のほうからあと1歳でもいいから伸ばしてほしいという要請をずっと続けてきたんです、町に。そういう中で、いや予算がかかるからやらないと、金がかかるから1歳伸ばすこともしなかったんです。ところが南風原町は中学校まで医療費の助成をしたんです。それはなぜか、必要だからでしょう。これが必要だということで制度をやってきたはずなんです。だからこの重度心身障がい者についても南風原町がやって、それから県が補助したから、半分浮いたから南風原町の重度心身障がい者の枠を、例えば1級までだったのを2級にしたとか、2級から3級にしたとか、そういうふうに枠を広げたはずなんです、その部分を。補助があったから。そういうふうにして必要だから南風原町はやってきたはずなんです。それをやめるというのは、助成制度、その中で食事も全部含まれます。そういうふうに来てきたのに、これをやめるということは公平性とか持続性の話とかというのとは通らないと私は思いますけれども、委員会ではどのような質疑とか討論があったのか。その辺が私は医療費助成制度のトータルから見て、その理由はおかしいと思いますけれども、どういふ質疑だったのでしょうか。

○議長 知念富信君 浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん いろいろな意見が、委員会のほうでも分かれました。もちろん今財政が厳しいという点でもありますし、また医療費の一部助成、年々上がってきておりますし、680万円余りのものが毎年出ていって、これからどんどんふえ続けていくというところで、もちろん一方では医療費助成制度も持続可能なものとするには、現在の状況から廃止してもいいのではないかという意見もございましたし、今、宮城寛諄議員がおっしゃった意見もありまして、分かれて、多数で原案のとおり可決したという経緯でございます。以上です。

[宮城寛諄議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前10時34分）

再開（午前10時36分）

○議長 知念富信君 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 54 号について討論を行います。討論はありませんか。7 番 大城 勝議員。

○7 番 大城 勝君 討論します。私は、議案第 54 号 南風原町重度心身障がい者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例に反対します。今回の議案第 54 号の趣旨は、重度の心身障がい者（児）の入院食事代半額補助の打ち切りです。本町の重度心身障がい者（児）への入院食事代半額補助を平成 26 年度から 30 年度までの過去 5 年間の推移で見ますと、年平均およそ 520 万円の支出額です。本町の財政が逼迫している状況下ではありますが、過去 5 年間の助成額の支出に耐えられるほど財政難でもろい財政状況ではないと考えます。本町の重度心身障がい者（児）への入院食事代半額補助の制度は、チムグクルで支え合うという心のもとにできたものであるはずで、それにこの制度事業の成果として重度心身障がい者（児）の医療費負担軽減を図り、健康増進及び福祉の向上を図ることができたと、町行政は平成 30 年度主要施策の成果に関する報告書で述べております。よって今回の条例は、取り上げるには時期尚早として反対します。以上です。

○議長 知念富信君 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 ほかに討論はありませんか。13 番 大城 毅議員。

○13 番 大城 毅君 私も大城 勝議員と同様、今議題となっている議案については、反対の立場から討論を申し上げます。まず、重度心身障がい者（児）医療費助成条例は、重度の心身障がい者（児）の経済的負担を軽減することで、条例第 1 条にいう保健の向上に寄与し、もって重度心身障がい者（児）の福祉の増進を図ることを目的として、町が先進的に取り組んできたもので、全県的に誇れる内容の条例であります。歴史を聞きますと、那覇市が最初に始め、それに倣って全県でも早い時期にスタートをした。幾つかの団体がこれに続いてきたときに、沖縄県がこの食事医療費に半額の助成を始めたということです。その半額の助成が入ったときに、それまで浮いた財源を活用して南風原町では、先ほど寛諄議員もおっしゃったように、重度心身者の対象をより広げたということでもあります。委員会でも南風原町の対象者はよその町村よりも広いという報告がありました。これを平成 25 年度に、それまで行ってきた入院食事費について財政の出し惜しみのために持ち出してきた在宅療養者との公平性、そのための入院時食事標準負担額という理屈を持ち出して県が助成を打ち切ったことがありました。そのときにも南風原町が、せめて南風原町の負担分だけでもと、みずからの負担だけで続けてきた半額助成の、私は誇り高い制度であると思います。それを今年度限りで打ち切るという条例改正であります。その経緯を役場の職員として見てこられたはずの赤嶺正之町長の打ち出した、このような施策は、福祉の南風原町という名をみずから放り投げるものになるのではないかと危惧しております。重度の心身障がいをもって人生を送る方々は、もちろんそれが個性ではあるものの、そのことだけで既に大きな重荷を何の責任もなく負わせるを得ない方々であります。今、男も女も、性的マイノリティも障がい者もそうでない方も、同じように

社会参加できるように整備を進めるのが政治の責任だとされる世の中です。またこういった方々の家族はその重荷をともに担い、親はその子を、兄弟はその兄弟を常にともに負担を分かち合っている方々です。

一方、こども医療費の助成は、この次の議題ですけれども、県に先駆けて現物給付、つまり病院での支払いのいらぬ方法に切りかえて大いに喜ばれ、子育てする南風原町と転入してくる若い方々がふえる状況があります。ところがそのような中、重度心身障がい者（児）助成について、その方法がこれまで一旦、窓口で支払いをし、その後に役場窓口で領収書を出して払い戻しを受ける償還払いの制度がようやく平成30年に窓口支払いをして、役場に行かなくても自動的に払い戻しを受ける自動償還が始まりました。その年度から払い戻しの割合が30%以上増加しています。つまり100%になりました。役場に払い戻しの手続をしに行かなくても払い戻してもらえます。こういう制度になったわけです。

今、この重度心身障がい者（児）助成において求められているのは入院時給食制度の半額助成の打ち切りなどではなくて、こども医療費助成と公平性のとれた窓口支払いの要らない現物給付への前進です。そもそも求めてもない入院療養で医療の一環として取らざるを得ない給食費の半額助成を在宅医療の食事との公平性を求めるのが果たして正しいことなのか。これは先ほど照屋仁士議員からも指摘がありました。また重度の障がいを持った方々は次の議題となるこども医療費助成の実績を見ても明らかのように、医療にかからなければならない、そういう機会が多いものであります。データでいいますと、こども医療費の助成は対象者は5,641名ですけれども、入院時食事費の助成が打ち切られるのが388名、これは違う年度のデータですけれども、400名足らず。それで120万7,000円であり、1人当たりになると3,110円です。一方、重度心身は直近9月で50人、単純に年間に換算しても685万2,000円ほどですから、1人当たりになりますと1万1,420円です。このように医療を受ける機会が多くならざるを得ない方々です。こうした方々について国保税がどんどん引き上げられる中、その軽減していた食事費を月額2万700円、先ほど委員長の報告にありましたが、引き上げるという、こうした負担を新たに押しつけるものであります。しかもその理由として、財政が厳しいからということではなくて、きっかけにはなかったかもしれないけれどもということを言いますが、公平性を実現するためだといいます。それでは財政状況が後退しても復活はしないという宣言になると思うがどうかと、部長に聞きますと。それは否定できない、そのとおりだということになりました。これまで正しいとして進めてきた政策を、財政を理由にでもなく打ち切るのには許されません。これでは制度の目的である重度心身障がい者（児）の保健の向上に寄与し、もって重度心身障がい者（児）の福祉の増進を図るといふ条例の目的に寄与するどころか、むしろ条例の目的に全く逆行するものだと言わざるを得ません。

選択と集中と言いながら、南風原町の誇るべき制度を潰すという選択をする本条例の改正には、賛成することは到底できません。議員の皆さんのご賛同で、是非このような、むしろ改悪をやめさせていただきたいと心からお願いしまして、反対討論といたします。それから条例にはなっておりませんが、セットで母子父子家庭の医療費助成もセットで廃止されるということも委員会審査の中で明らかになりました。そういうこともありますので、是非これを反対していただきたいと思ひまして、討論を終わります。ありがとうございました。

○議長 知念富信君 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩 (午前 10 時 49 分)

再開 (午前 10 時 50 分)

○議長 知念富信君 再開します。

これより議案第 54 号 南風原町重度心身障がい者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立多数)

○議長 知念富信君 起立多数であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第 9. 議案第 55 号 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 9. 議案第 55 号 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 55 号 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 本案は、12 月 10 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、12 月 11 日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、12 月 13 日にまとめと採決を行いました。審査の中で、母子及び父子家庭等医療費助成制度においても入院と在宅療養の負担の公平性を図る観点から要項改正を準備しているとの説明がありました。討論に入り、入院時の負担増になる等の理由による反対討論がありました。採決に入り、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 55 号について討論を行います。討論はありませんか。13 番 大城 毅議員。

○13 番 大城 毅君 本議案につきましても、先ほどと同趣旨の条例です。先ほども申し上げましたけれども、南風原町のこども医療費助成条例は大変高く評価されている。県内でもまさに先進をいっている条例です。この中で、同じような理由で食事療養費について打ち切るということであって、まずこれまでのこの条例の名誉に傷をつけるものになるということで、先ほど委員長からもあったように当事者の皆さんの、家庭の皆さんの負担をふやすことになる。ただでさえ国民健康保険税がこれからもまた引き上げられていくということが予定されている中で、こういったことは許されないということでもあります。あとは趣旨としては先ほどと同じですので省略しますが、この改正もなされるべきものではないというふうに思いますので、是非ご賛同を願いたいと思います。以上です。

○議長 知念富信君 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 55 号 南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立多数)

○議長 知念富信君 起立多数であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第 10. 議案第 57 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算 (第 5 号)

○議長 知念富信君 日程第 10. 議案第 57 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算 (第 5 号) についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 57 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算 (第 5 号) 審査の経過 本案は、12 月 10 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当

委員会に審査を付託され、12月11日に総務部総務課、企画財政課、税務課、民生部保健福祉課、こども課、国保年金課、12月12日に教育部生涯学習文化課、教育総務課、学校教育課、経済建設部まちづくり振興課、都市整備課、産業振興課、区画下水道課の各担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、12月13日にまとめと採決を行いました。審査において、税務課固定資産税、過誤納還付金、返還金、利息相当額及び督促手数料について今回の補正内容は、23筆、19件、27納税者数であり、調査は与那覇、宮城、大名、新川、宮平の途中まで進んでおり、今年度中の調査終了を目標としているが、慎重な調査が必要であり、早目の調査完了に努めると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、留意事項を付して挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。留意事項を読み上げます。ふるさと納税推進事業について ふるさと納税の理念である地方創生を鑑み、寄附金受入額の増だけではなく、町内事業者のさらなる活性化につながるようにつなごう。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは質疑したいと思います。この留意事項に書かれている予算書の4ページにある債務負担行為ふるさと納税推進事業、そして17ページにはそのプロポーザルの委員の予算が計上されていますけれども、その点で、一般質問でも私を含め何名かの議員から質疑がありました。留意事項にもあるとおり、この寄附金だけではなくて、やはり町内事業所、事業者、生産者に留意されたいという意味でこの留意事項を付されたと思うんです。やはり委員会審議の中では、なかなか事業者のところに配慮されていないと、そういう意味があったのかなと、そういう感触があったのかなと思いますが、この留意事項の背景を少しご説明いただきたいと思います。

○議長 知念富信君 浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 背景といたしましては、前回はプロポーザルを通してやっていこうということで、昨年度は仕方ないかなということだったんですけれども、次もプロポーザルにやるということの報告を受けて、地元業者とはどういうふうになっているかということでいろいろ細かい点の質疑を重ねました。そして商工会とのつながりをどう捉えているかという質疑に対しましては、やはり商工会は町内業者にとって貢献をしているということは理解しているということでございましたが、また近隣のふるさと納税の伸びを勘案して自主財源のさらなる確保を推進するための取り組みであるという回答でございました。しかしながら、やはり大きな経過としましては、地元業者を育てるという観点から要綱なり、そこら辺を地元の業者中心にやるべきではないかというような意見が多数ありまして、今回の留意事項となっております。以上です。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前11時04分）

再開（午前11時05分）

○議長 知念富信君 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 57 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 57 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算(第 5 号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は留意事項を付して可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第 11. 議案第 58 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)

○議長 知念富信君 日程第 11. 議案第 58 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 58 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号) 審査の経過 本案は、12 月 10 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、12 月 11 日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、12 月 13 日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。14 番 宮城寛諄議員。

○14 番 宮城寛諄君 マイナンバーカードに健康保険証として利用できるためのシステムの変換だとい

うことだったんですけども、これは例えばマイナンバーカードを持っていない方がいるわけですが、私も持っていないんですけども。でも、私のマイナンバーはあるわけですね、役場のほうには。カードは持っていないんですけど、その役場のほうのマイナンバーに、私の保険証のあれも何というんですか、情報として、そこには残っているということなのか。それとも私がつくるときにこのカードに乗せるということなのか。その辺は調べてありますか。意味わかりますか。マイナンバーというのはみんなにつけられていますよね。それで役場のほうにマイナンバーが全部登録されているはずなんです。そうですよ。ところがそのマイナンバーカードを持っていない方がいるわけですね、私も持っていない。だからペーパーというか、通知カードはあったんですけどもカードは持っていない。だから役場のほうにはその健康保険とかそういうのをちゃんと、これまでも図書館のあれとかいろいろあったんですけども、その中に、資料の中に全部入っているということなのか。それとも私がマイナンバーカードを持っていない方がカードをつくるときに、そのときにこのカードに乗せるのか。そういうことなのか。どちらなのかということです。これが一つ。

もう一つは、私は本会議でも聞いたのは、ちょっとこれが情報漏れとか、それから国が、国民の全ての、あらゆる情報を集めて管理するという、こういうのに私は非常に心配というか、懸念があるわけです。そういうふうな議論はなされたのかどうか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長 知念富信君 浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 1点目の質疑に関しましては、委員会のほうではなかったです。意見としては、質疑されておられません。

2番目のマイナンバーのことですけれども、今回、国民健康保険にマイナンバーカードに保険証をつけるということの議題でございますので、マイナンバー自体の質疑はありませんでした。討論もされておられません。以上です。

[宮城寛諄議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前 11 時 07 分）

再開（午前 11 時 19 分）

○議長 知念富信君 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 58 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩 (午前 11 時 19 分)

再開 (午前 11 時 20 分)

○議長 知念富信君 再開します。

これより議案第 58 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩 (午前 11 時 20 分)

再開 (午前 11 時 30 分)

○議長 知念富信君 再開します。

## 日程第 12. 議案第 59 号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

○議長 知念富信君 日程第 12. 議案第 59 号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 議案第 59 号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正

予算（第3号） 本案は、12月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。12月11日に関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容につきまして報告いたします。今回の繰越明許費の主な理由は、町道70号線に布設する雨水幹線工事について、道幅が狭隘で住宅への出入りが困難となり、住民との協議に時間を要しているとの説明がありました。委員会では場所の確認、今後の工事予定等を確認いたしました。また下水道事業の公営企業会計移行で出納整理期間がなくなったことにより、3月打ち切り決算に伴う歳入不足分を一般会計から繰り入れするとの説明がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。12月13日に採決を行い、審査を集結いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第59号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第59号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

### 日程第13. 議案第60号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

○議長 知念富信君 日程第13. 議案第60号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 議案第60号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） 本案は、12月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。12月11日に関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をい

たしました。審査の内容につきまして報告いたします。収入増の理由について、資材置き場や現場事務所 18 件の保留地等借地料であると説明がありました。歳出増については、区画整理区内の道路清掃等に当たる人夫賃との説明がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。12 月 13 日に採決を行い、審査を終結いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 60 号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 60 号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第 14. 議案第 61 号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長 知念富信君 日程第 14. 議案第 61 号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 議案第 61 号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号） 本案は、12 月 10 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。12 月 11 日に関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容につきまして報告いたします。今回の補正の主な内容は、2 件の住宅建築に係るます設置等の工事に係る分であることを確認いたしました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。12 月 13 日に採決を行い、審査を終結いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。

採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 61 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 61 号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第 15. 議案第 63 号 南城市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについて

○議長 知念富信君 日程第 15. 議案第 63 号 南城市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 議案第 63 号 南城市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについて 本案は、12 月 10 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。12 月 11 日に本案に関する現地調査を行いました。その後、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。委員全員で直接現地にて確認を行い、下水道を接続する世帯は 1 世帯で、まず設置位置の説明がありました。本町の下水道設備に接続する費用については個人負担であることも確認いたしました。下水道料金の徴収について 今回の案件の箇所については、本町と同じく南部水道企業団から上水道が供給されているため、問題なく委託できることを確認いたしました。以上のことが経済教育常任委員会で審査され、12 月 13 日に採決を行い、審査を終結いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第 63 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 63 号 南城市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第 16. 議案第 64 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 16. 議案第 64 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 64 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、沖縄県人事委員会勧告及び県内市町村の職員給与改定状況を踏まえ改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 官平 暢君 それでは議案第 64 号資料をお目通しお願いします。議案第 64 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。改正理由については、ただいま副町長から説明がありましたとおり、沖縄県の人事委員会勧告及び県内市町村の職員給与改定状況を踏まえた上での提案となります。今回の改正は、行政職給料表の改正となります。これは給料月額を 200 円から 2,000 円の幅で引き上げる改正で、平均改定率は 0.15%となります。改正対象は、1 級 1

号給から 79 号給、2 級 1 号給から 47 号給、3 級 1 号給から 31 号給、4 級 1 号給から 15 号給、5 級 1 号給から 7 号給までであり、平成 31 年 4 月 1 日に遡っての適用となります。なお、下記の他自治体における人事委員会に伴う状況は別表の下記の表となっております。以上が議案第 64 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑方はありませんか。3 番 岡崎 晋議員。

○3 番 岡崎 晋君 2 つほどお伺いします。この 1 級の 79 号給から 5 級の 7 号給までを改正するというようになっておりますが、この内容は県の人事院勧告に基づく範囲でやっておられるのかが 1 つ目です。

2 つ目は、平均 0.15% 上がるということになりますが、これで来年の 3 月末まででおおよそ、総額で幾らぐらい上がるのかということ。もう一つは、これによってラスパイレス指数はどうなっていくのでしょうか。この 3 つをお伺いします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 給料表の改正につきましては、国の人事院勧告、県の人事委員会同じ給料表となります。給料表については県の人事委員会と同じ表を使うことになっております。

また総額については、次の議案の補正予算になりますが、総額で給料、手当、共済関係で 222 万 3,000 円となります。またラスパイレス指数については全て他の団体も改定されることから、表の改定によるラスパイレス指数の変更はございません。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 64 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第 64 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、議案第 64 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 64 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛

成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 17. 議案第 65 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算 (第 6 号)

日程第 18. 議案第 66 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)

日程第 19. 議案第 67 号 令和元年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 20. 議案第 68 号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 21. 議案第 69 号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)

○議長 知念富信君 日程第 17. 議案第 65 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算 (第 6 号)、日程第 18. 議案第 66 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)、日程第 19. 議案第 67 号 令和元年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)、日程第 20. 議案第 68 号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)、日程第 21. 議案第 69 号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号) についてを一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは議案第 65 号から第 69 号まで一括提案をし、それぞれ順次説明いたします。議案第 65 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算 (第 6 号) 令和元年度南風原町の一般会計補正予算 (第 6 号) は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正) 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 972 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 145 億 7,155 万 6,000 円とする。2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

続きまして、議案第 66 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号) 令和元年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号) は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正) 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45 億 3,014 万 9,000 円とする。2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

続きまして、議案第 67 号 令和元年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) 令和元年度南風原町の後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正) 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 320 万 3,000 円とする。2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

続きまして、議案第 68 号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号） 令和元年度南風原町の下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 2,940 万 2,000 円とする。2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

続きまして、議案第 69 号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号） 令和元年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5,213 万 1,000 円とする。2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。それぞれの説明については、担当のほうからさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第 65 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算（第 6 号）から議案第 69 号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）までを一括して概要を説明いたします。まず、議案第 65 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算（第 6 号）の 2 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、主に議案第 64 号の条例改正及びふるさと納税推進事業において補正の必要が生じたので歳入歳出それぞれ 1 億 972 万 3,000 円を追加します。補正後の一般会計予算額は 145 億 7,155 万 6,000 円となります。

では、歳入について説明いたします。6 ページ、17 款 1 項 12 目。ふるさと寄附金 6,208 万 3,000 円の増は、寄附金受け入れ見込みの増によるもので、補正後の寄附金見込額は 1 億 8,200 万円です。

7 ページ、18 款 1 項 1 目。財政調整基金繰入金 4,764 万円の増は、今回の補正予算の調整により歳入不足を補うため、財政調整基金より繰り入れを行うもので、繰り入れ後の基金残高は 10 億 1,483 万 7,000 円となります。

続いて、歳出について説明いたします。8 ページ、1 款 1 項 1 目。議会費 2 万 5,000 円の増は、議案第 64 号の条例改正による職員給料・期末手当等の増によるものです。

以降、9 ページの 2 款 1 項 6 目の目的基金費及び 8 目の企画費を除き、2 款 1 項 1 目。一般管理費から 23 ページの 10 款 6 項 2 目。共同調理場運営費までは、同じく議案第 64 号の条例改正による、職員給料等の増及び各特別会計に属する職員給料分の繰出金の増によるものです。

9 ページをお願いいたします。2 款 1 項 6 目。目的基金費 6,208 万 3,000 円の増は、歳入 6 ページで説明した寄附金の増によるふるさと応援基金積立金です。8 目。企画費 4,541 万 7,000 円の増は、ふるさと寄附金件数の増に伴うふるさと納税業務委託料、ふるさと納税支援サービス使用料等の増によるものです。

24 ページから 27 ページは、今回の補正予算に係る給与明細書です。以後の各特別会計についても同様に添付をしております。

続いて、議案第 66 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について説明いたします。6 ページの一般会計繰入金 5 万 9,000 円の増は、議案第 64 号の条例改正による職員給与費等

の繰入金で、7ページの歳出に同額を計上しております。

同様に、議案第64号の条例改正による職員給与費等の繰入金として、議案第67号 令和元年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）においては3万3,000円増、議案第68号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第4号）においては5万2,000円の増、議案第69号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）においては6万8,000円をふやし、それぞれ歳出に同額を計上しております。以上が議案第65号 令和元年度南風原町一般会計補正予算（第6号）から議案第69号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）までの概要です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 1点質疑したいと思います。補正予算書の9ページですけれども、ふるさと納税に関する補正ですが、この9ページで見ると、6,208万3,000円入って、業務委託ということで4,000万円ぐらい出すんですけれども、この数字のもとというか、6,000万円というのは総額で6,000万円入ってそれはそのまま基金に積み立てて、委託料は別の、これは財調が4,700万円出ていますから、財調からその委託料を払うという仕組みなんですけれども、当初からこういう設計でやっているのか。単純にバランスで見ると、この委託料の4,000万円というのが6,000万円に対すると65%ぐらいになるので、委託のパーセンテージ、返礼品が3割、委託料が10%ですか、そういう数字だったと思います。その数字の中身について説明いただけますか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 このふるさと寄附金条例において、寄附はその目的とした事業に活用することとなっております、それは全額基金に積み立てて、返礼品については財政調整基金からの繰り入れということの流れになっております。また経費につきましては、今回計上している約4,000万円ですが、こちらのほうは補正前の経費を合計すると9,083万6,000円となります。補正後の寄附金額が1億8,200万円となることから、この経費に係る寄附金の割合が約50%となっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 であれば、そういう内訳でいくと、この4,000万円の委託料というのは6,000万円に対する委託料ではなくて、全体の1億8,200万円に対する委託料、そういう考え方ですよね。そうしないと5割は町に残らないわけですから。単純に見込額に対する委託料がもともと低かったと。それを積み増ししたという考え方ですか。予算との整合性もあわせて説明いただけたらと思います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 送料等、それらに係る経費が補正前は低かったと。今回、見込みを立てての計

上となっております。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 65 号、議案第 66 号、議案第 67 号、議案第 68 号、議案第 69 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第 65 号、議案第 66 号、議案第 67 号、議案第 68 号、議案第 69 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 65 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算(第 6 号)を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第 66 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第 67 号 令和元年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第 68 号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第 69 号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

## 日程第 22. 陳情第 25 号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書

○議長 知念富信君 日程第 22. 陳情第 25 号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書についてを議題とします。

休憩します。

休憩（午後 0 時 02 分）

再開（午後 0 時 03 分）

○議長 知念富信君 再開します。

まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第 25 号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書 審査の経過 本件は、12 月 10 日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では 12 月 13 日に委員会を開き、陳情団体である南風原町法人立保育園園長会から 2 人の説明者を招き、陳情の趣旨説明を受け、当日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第 25 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第 25 号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

日程第 23. 陳情第 26 号 「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情について

○議長 知念富信君 日程第 23. 陳情第 26 号 「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情についてについてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第 26 号 「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情について 審査の経過 本件は、12 月 10 日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では 12 月 13 日に委員会を開き、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど石垣大志議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 知念富信君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第 26 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第 26 号 「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

#### 日程第 24. 意見書第 10 号 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書

○議長 知念富信君 日程第 24. 意見書第 10 号 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。4 番 石垣大志議員。

○4 番 石垣大志君 それでは読み上げて提案いたします。意見書第 10 号。令和元年 12 月 20 日。南風原町議会議長知念富信殿。提出者 南風原町議会議員 石垣大志、賛成者 南風原町議会議員 浦崎みゆき、新垣善之、岡崎 晋、大城 勝、金城好春、宮城清政、大城 毅。居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。

居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書 本町は、介護保険制度が創設された平成 12 年 4 月以来、高齢者が、住み慣れた地域において生涯を通して自分らしく健康で明るく、社会の一員としての役割を担い、生きがいを持って豊かに暮らしていくことができる介護保険事業の実現に向けて取り組み着実に成果を上げてきた。特に事業実施にあたっては、沖縄県介護保険広域連合を構成する 29 市町村の一員として、地理的条件、介護サービス提供基盤、社会資源、人的資源等、実情が異なる中、構成市町村の地域特性を考慮した上で中長期的な視点を持って、保険者である広域連合とともに一丸となって保険者機能の強化等に努めてきた。しかしながら、国による制度整備と支援、業界挙げての努力にもかかわらず、沖縄県内においては、介護・福祉人材の確保は厳しく利用者への介護サービスの提供が十分にできていない状況である。このような中、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の一部改正（平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省令改正、平成 30 年 4 月 1 日施行）において、居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任介護支援専門員とし、経過措置期間として令和

3年3月31日までの間と定められた。介護支援専門員が主任介護支援専門員になるための条件は、専任の介護支援専門員としての従事期間が5年以上の者が、主任介護支援専門員研修（70時間）を受けることとなっているが、経過措置期間が3年しかないため、管理者の要件を満たすことができず、事業所を廃止又は休止せざるを得ない状況が発生し、利用者に大きな混乱が生じる恐れがある。居宅介護支援事業所は、介護が必要な高齢者が適切な介護サービスを利用できるように支援する重要な役割を担うと共に沖縄県内市町村の介護サービス基盤強化に大きく貢献している。高齢者が住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていくためには、当分の間、居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間を延長する必要がある。よって、政府におかれては、沖縄県のこのような状況を鑑み、下記事項について十分な措置を講じられるよう強く要請する。

記 1. 居宅介護支援事業所の管理者要件の経過措置期間を最低でも6年以上（令和6年3月31日）まで延長すること。2. 介護支援専門員が容易に主任介護支援専門員研修を受講できるように環境整備を拡充すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和元年（2019年）12月20日。沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、沖縄及び北方対策担当大臣。皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第10号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって意見書第10号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第10号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第10号 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

## 日程第 25. 意見書第 11 号 琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建を求める意見書

○議長 知念富信君 日程第 25. 意見書第 11 号 琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建を求める意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。12 番 赤嶺奈津江議員。

○12 番 赤嶺奈津江さん それでは読み上げて提出いたします。意見書第 11 号。令和元年 12 月 20 日。南風原町議会議長知念富信殿。提出者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江、賛成者 南風原町議会議員 大城真孝、石垣大志、照屋仁士、金城憲治、浦崎みゆき、大城 毅。琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。

琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建を求める意見書 去る 10 月 31 日午前 2 時 35 分ごろ、沖縄県那覇市にある首里城で火災が発生し、御庭(うなー)を囲む正殿、北殿、南殿の主要建造物と書院・鎖之間(さすのま)、黄金御殿(くがにうどうん)、二階御殿(にーけーうどうん)、奉神門の 7 棟、あわせて約 4800 平方メートルと琉球王国の多数の美術工芸品が焼失し、県民に深い悲しみと強い衝撃を与えている。沖縄は、あの苛烈な沖縄戦によって、20 万人余りの尊い命が奪われるとともに、国宝文化財 22 件すべてを失い、琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城をはじめ、先人から引き継いできた歴史的な重要文化遺産が焼失・破壊された。そこで、国は、戦災文化遺産である首里城の復元を求める県民の運動に応じて、1992 年、沖縄の日本復帰 20 周年を記念して、琉球王国の歴史と文化の象徴である首里城の正殿、北殿、南殿などを復元し、国営沖縄記念公園・首里城地区『首里城公園』として一部を開園、その後も順次整備を行い、本年 2 月の御内原(おうちばら)の完成で全エリアを公開した。沖縄県民は、琉球王国の文化遺産の復元と伝統文化の保存継承には強い思い入れがあり、復元された首里城は、沖縄の文化の発展、万国津梁としてアジアを結ぶ貿易と平和交流の架け橋を願うウチナーンチュの心のよりどころとなっている。2000 年 12 月には、首里城跡をはじめ、県内 9 カ所の文化遺産が中国と日本の築城文化を融合した独特の建築様式や石組み技術、文化的景観等には高い文化的・歴史的価値があるとされ、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として日本で 11 番目の世界遺産に登録されている。世界に誇る琉球王国の貴重な歴史的な文化遺産を回復する目的で復元された首里城は、新たな県民文化の創出と伝統技術の継承・発展を図り、歴史的風土探訪の場として、年間約 280 万人の観光客を集めるなどの大きな役割も担っている。しかし、今回の火災によって、その新たな役割とともに沖縄の文化、観光、経済の発展、文化遺産の復元保存などにも重大な影響を及ぼす事態となっている。よって本町議会は、県民が切望する琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建を実現するよう下記事項を強く要請する。

記 1 首里城の早期再建をめざし、国と県及び関係機関が連携して日本復帰 50 周年を迎える 2022 年までに防火・防災に強い再建基本方針、基本計画等を策定すること。2 一刻も早い首里城の再建の実現に向けて特別な財政措置を実施し、琉球王国の歴史的な文化遺産の再生と計画的再建を推進すること。3 県民の皆様をはじめ、首里城の再建を願う多くの皆様と心ひとつに取り組むこと。以上、地方自治法

第 99 条の規定により意見書を提出します。令和元年（2019 年）12 月 20 日。沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、文部科学大臣、文化庁長官、沖縄県知事。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第 11 号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって意見書第 11 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第 11 号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第 11 号 琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 26. 陳情第 10 号（平成 30 年） 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則 1 割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第 27. 陳情第 3 号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第 28. 陳情第 9 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第 29. 陳情第 10 号 全国一律最低賃金制度の実現と最低賃金を 1,000 円に引上ることを求める陳

情（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第 30. 陳情第 11 号 公契約条例の制定を求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第 31. 陳情第 14 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第 32. 陳情第 16 号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第 33. 陳情第 20 号 貧困と格差をなくし、憲法 25 条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情（閉会中の継続審査の申し出について）

○議長 知念富信君 日程第 33. 陳情第 10 号（平成 30 年） 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則 1 割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書から日程第 33. 陳情第 20 号 貧困と格差をなくし、憲法 25 条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情までの 8 件を一括議題とします。総務民生常任委員長と経済教育常任委員長からそれぞれの委員会の審査についてお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 34. 決議第 8 号 議員派遣について

○議長 知念富信君 日程第 34. 決議第 8 号 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 知念富信君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会におい

て議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長 知念富信君 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和元年第4回南風原町議会定例会を閉会します。

閉会 (午後0時24分)